を合算した額から「公営企業等に対する繰出し等の状況　その 1 法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「3．建設費繰出」及び「4．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その 2 法適用事業分」の表側「総計」、表頭「3．建設費繰出」及び「4．公債費財源繰出」欄の数を控除した額（以下この表において「都道府県経常的経費決算額」という。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

d　平成 26 年度から平成 30 年度までの地方財政状況調査による都道府県経常的経費決算額（復旧・復興事業分を除き、指定都市を包括する道府県にあつては、平成 29 年度及び平成 30 年度の人件費については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した額を加算した数とする。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 76.92 ×（f ／ e）－ 74.92

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　平成 30 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「1．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　平成 30 年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「1．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「1．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合に

があるときは、その端数を四捨五入する。）

h　平成 25 年度から平成 29 年度までの地方財政状況調査による都道府県経常的経費決算額（復旧・復興事業分を除く。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅵ

F ＝（j － i）／ {i ×（－ 0.165）}

（j － i）／ i に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

i　平成 12 年度から平成 16 年度までの各年度末の地方債残高（「平成（n ＋ 1）年度地方財政状況調査表（都道府県分）」の「地方債の状況　その 1 現在高の状況」の表頭「平成 n 年度末現在高」（ただし、平成 28 年度末の地方債残高については「平成 28 年度地方財政状況調査表（都道府県分）」の「地方債の状況　その 1 現在高の状況」の表頭「差引現在高」とする。）、表側「合計」欄の数から表側「災害復旧事業債」、「減税補塡債」、「臨時税収補塡債」、「臨時財政対策債」及び「うち減収補塡債」欄の数を合算した数、一般社団法人及び一般財団法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の残高並びに調整債（昭和 60 年度から昭和 63 年度までの間に発行されたものを除く。）の残高の合計数を控除した数をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満